

専承第 4 号

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、これについて承認を求める。

令和 7 年 5 月 8 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

専決第 5 号

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決

東郷町長 石 橋 直 季

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年
東郷町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第１号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。
）を実施する」に改め、同項第３号中「第４項第１号」を「第６項第１号」に改め、
同条中第５項を第７項とし、第４項を第６項とし、同条第３項各号列記以外の部分
を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協
力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に
定めるものをいう。

第６条第３項第１号中「当該」を削り、「第２７条に規定する小規模保育事業Ａ
型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小
規模保育事業Ａ型事業者等」という。）」を「小規模保育事業Ａ型事業者等」に改
め、同項を同条第５項とし、同条第２項中「全てを満たす」を「いずれかを満たす
」に、「前項第２号」を「第１項第２号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次の
ア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担
及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするため
の措置が講じられていること。

(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために
必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難である
こと。

第６条中第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

２ 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保
が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満た
すと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

専決処分の概要

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 家庭的保育事業者等の保育内容支援及び代替保育に係る連携施設を見直すこと。（第6条関係）
- (2) 家庭的保育事業者等が、連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を5年間延長すること。（附則第3条関係）

3 施行期日

令和7年4月1日から施行すること。